

地方独立行政法人桑名市総合医療センター業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び桑名市地方独立行政法人法施行細則（平成21年桑名市規則第26号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により桑名市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び桑名市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人桑名市総合医療センター定款（平成24年4月1日制定。以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害等における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

（業務の委託）

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結する。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。

2 前項の規定による契約については、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の理事長及び副理事長については年俸とし、非常勤の理事及び監事については非常勤役員手当とする。

2 前項の年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

（報酬の支給）

第3条 月例年俸は、毎月1回次条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の1の額を支給する。

2 業績年俸の額は、次条に規定する当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績（地方独立行政法人桑名市総合医療センター評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案したものとする。以下同じ。）を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額を支給する。

（年俸等）

第4条 年俸の額は、次のとおりとする。

区分	月例年俸	業績年俸
理事長	7,764,000円	3,455,000円
副理事長	6,211,200円	2,764,000円

2 理事長が法人の病院長を兼務し、診療に従事する場合には、医師手当として月額482,000円を、前項で規定する月例年俸の額の12分の1の額に加えて支給する。

（通勤手当）

第5条 通勤手当の額及び支給については、法人の職員（以下「職員」という。）の例による。

（非常勤役員手当）

第6条 非常勤役員手当の額は、月額30,000円とする。

（重複給与の禁止）

第7条 職員が役員を兼ねるときは、役員報酬は支給しない。

（退職手当）

第8条 常勤の役員が退職した場合には、退職手当を支給し、非常勤の役員に対する退職手当は、これを支給しない。

2 常勤の役員に支給する退職手当の額は、在職期間1年につき、第4条第1項に規定する当該役員の月例年俸の12分の1の額に、当該役員の業績を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 前項の在職期間の計算は、当該役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数（48月を超えるときは、48月）を12で除した数による。

4 前3項の規定にかかわらず、在職中に法人の業績が悪化し、又は法人に重大な損害を与えた役員に対しては、退職手当を支給しないことができる。この場合において、退職手当の不支給は、理事会において決定する。

5 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により役員を解任された場合には、退職手当は支給しない。

（旅費）

第9条 役員が職務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

（その他）

第10条 役員報酬及び退職手当の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。